

防府市長期優良住宅認定取扱要領

平成21年6月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(居住環境の維持及び向上への配慮)

第2条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準については、次の各号の事項について判断するものとし、これらの事項に適合しない場合は原則として認定しないものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項1号の規定により定められた別表第1に掲げる地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内における当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての制限であって、建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る。）

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定められた景観計画の区域内における当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての制限に限る。）

2 次の各号の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、許可や当該住宅が区域の設定の目的を達成するためのものであることなどにより、長期にわたる立地が想定されることが判明している場合には、この限りでない。

(1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

(2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

(3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

- (5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区
（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮）

第3条 法第6条1項4号に規定する建築をしようとする住宅の自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する認定基準については、次の各号の区域内における当該住宅は認定しないものとする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
（所管行政庁が必要と認める図書）

第4条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 申請書の副本及び添付図書（申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下、「確認書等」という。）を添付しない場合に限る。）
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定

等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
(確認書等を添付しない場合に限る。)

(3) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し(確認書等を添付しない場合に限る。)

(4) 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件
(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。))を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
(確認書等を添付しない場合に限る。)

(5) 第2条第1項各号に掲げる事項に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書(この場合において、各事項に適合する旨の認定証等が交付されている場合には、その写し等をもってこれに代えることができる。)

(6) 第2条第2項ただし書きに掲げる事項に該当する場合にあっては、許可書等の写し

(7) 第3条1項ただし書きに掲げる事項に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

(8) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る建築物の計画が、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、同法第18条の2第1項の規定により知事から委任さ

れた構造計算適合性判定機関が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定した旨が記載された通知書又はその写し

(9) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る建築物の計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を要するもので場合にあつては、同法律第15条第1項の規定により所管行政庁から委任された登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該計画について同法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定した旨が記載された通知書又はその写し

(所管行政庁が不要と認める図書)

第5条 省令第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書とする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画等の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明

示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、「認定申請取り下げ届(様式第1号)」を防府市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第7条 計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、認定された長期優良住宅建築等計画等の建築又は維持管理を取りやめるときは、「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(様式第2号)」に省令第6条に規定する認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第8条 認定計画実施者は、認定を受けた計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、認定された長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書(様式第3号)」を市長に提出しなければならない。

2 法第12条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、「認定長期優良住宅状況報告書(様式第4号)」を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項の規定による認定若しくは変更の認定の申請に係る計画が、認定基準に適合しない場合は、「認定しない旨の通知書(様式第5号)」により申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第10条 市長は、法第10条の規定による地位の承継に係る承認の申請を承認しない場合は、「承認しない旨の通知書(様式第6号)」によ

り申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第14条第1項第1号又は第3号の規定による認定の取消しを行うときは、「認定取消し通知書(様式第7号)」により通知するものとする。

2 市長は、法第14条第1項第2号の規定による認定の取消しを行うときは、「認定取消し通知書(様式第8号)」により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条第1項第1号関係)

地区計画名
防府卸団地地区地区計画
中央病院跡地地区地区計画
西佐波地区地区計画
防府駅みなとぐち地区地区計画
西浦平原団地地区地区計画
鐘紡町地区地区計画
防府駅てんじんぐち地区地区計画

様式第1号（第6条関係）

認定申請取り下げ届

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の認定の申請を取り下げるので、防府市長期優良住宅認定取扱要領第6条に基づき届け出ます。

記

1. 長期優良住宅建築等計画等認定申請の申請年月日
年 月 日
2. 確認の特例の有無
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出）
有 無
3. 認定申請に係る住宅の位置
山口県防府市

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は
維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）防府市長

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条及び、防府市長期優良住宅認定取扱要領第7条の規定に基づき、認定通知書を添えて申し出ます。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 取りやめたい理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第8条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、防府市長
優良住宅認定取扱要領第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の当初認定番号 第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の当初申請年月日 年 月 日
3. 工事着手年月日 年 月 日
4. 工事種別 新築 増築・改築
5. 認定に係る住宅の位置
(地名地番)

(住居表示)

6. 認定計画実施者の氏名又は名称及び連絡先
(氏名又は名称)

(連絡先)

7. 定期点検等実施予定者
(氏名又は名称)

(所在地)

(連絡先)

8. 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級)建築士()登録第 号 (級)建築士事務所()知事登録第 号
住所 名称
氏名 所在地
9. 工事中の軽微な変更の内容
なし あり（登録住宅性能評価機関に確認したもの）
あり（長期使用構造等以外） 内容.

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- （1）認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- （2）7欄において、認定計画実施者本人が定期点検等を実施する場合は、「本人」と記載してください。
- （3）建築基準法第6条（第6条の2）に基づく確認済証の交付を受けた住宅については、建築基準法第7条第5項（第7条の2第5項）の規定に基づく検査済証の写しを添付してください。
- （4）都市計画区域外で建築確認済証の交付を受けていない場合は、工事監理報告書の写しを添付してください。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、防府市長期優良住宅認定取扱要領第8条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 建築又は維持保全の内容

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号（第9条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、防府市長期優良住宅認定取扱要領第9条の規定に基づき、これを通知します。

1. 申請年月日
年 月 日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市（代表者防府市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第6号（第10条関係）

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、防府市長期優良住宅認定取扱要領第10条の規定に基づき、これを通知します。

1. 申請年月日
年 月 日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市（代表者防府市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取り消し通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第 号の規定に基づき、次の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定第 号の認定通知書はその効力を失います。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 認定計画実施者の氏名
5. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市（代表者防府市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取り消し通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、次の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定第 号の認定通知書はその効力を失います。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
山口県防府市
4. 認定計画実施者の氏名
5. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市（代表者防府市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。